



※ 総第 076984 - ... / 号

秘  
無 期 限

自

※ 昭和 年 月 日 時 分 受 付  
60 9-11 13:45

暗 略

3443

(回覧番号)

電 信 案

電話部長  
が  
い

大 臣  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長

主管  
中近東7力カ局長  
参事官  
中近東第一課長  
地域調整官  
首席事務官

※ 発電係 1 2  
起案 昭和 60 年 9 月 9 日  
起案者 電話番号  
羽田 2842

協議先  
経済局総務参事官

在 (ス) エル 大使 総領事 外務大臣 発

件名 シャミール 外相の訪日 (通産政務次官との会談)

主管・文書記号 ※ 第 153 号 大至急 普通 至急 (優先処理) パターン・コード Q55GB

シャミール外相は、9日午後、~~通産~~ 通産政務次官と会談した。通産省入り  
手した会談概要は次のとおり。(1)側は、随  
行者の他、企業関係者のネエマン、マコブが  
同席。通産は若杉審議官(他)が同席)

⑥ 加除訂正が多い(浄書)  
判時、  
今後留意せたい。  
踏筆使用不可  
電信課

転電 大使 転送在 総領事 転報 大至急 至急 (優先処理) 普通

(※印欄内は電信課記入)

(昭和五九・一・一改正)





4.

(11001)

交際を | たいと の 希望 加 表明 した の に 対  
 し、 3 月 1 日 官 房 外、 今後 ~~の 方針 について~~  
 検討 いた して 下 さい と 述 べ ました。  
~~その 際、 加 国 の 3 月 1 日 官 房 外~~  
~~は、 加 国 の 3 月 1 日 官 房 外~~

(3)

※ 総第 076954 号

※ 昭和 60 年 9 月 11 日 12:07 分 受 付

略 暗

下交  
YYYYYY

(回覧番号) 3440 電 信 案

電信課長  
秘書

大臣 秘書官  
政務次官  
事務次官  
外務審議官  
外務審議官  
官房長

主管  
中近東アフリカ局長  
参事官  
中近東第一課長  
地域調整官  
首席事務官

※ 発電係 済  
起案 昭和 60 年 9 月 10 日  
起案者 電話番号  
木下 (7710)

(※ 印欄内は電信課記入)

協議先  
報道課長  
国際報道課長

在 イスラエル 大使 総領事 外務大臣 発

件名  
シエーロ 外相の訪日 (内外記者会見)

主管・文書記号 ※ 大至急 至急  
近 1. 第 152 号 055GB 普通 (優先処理)

往電第 148 号 10月1日

10月7日 シエーロ 外相 訪日 本記者

977-11012 号 11月 10日 出

本件記者会見 進行中 11月 10日 11時 開始

中継呼

事情 及 質疑 答 答 中 特 注 注 目

転電 転送 転報 在 大使 総領事 大至急 至急 (優先処理) 普通

(昭和五二・七・六 改正)

外務省

GB-1

よへき案以下の通り。

1. (PLC を含む) 777 代表団との話し合  
 いの打ち合わせに日本の主張に同意  
 するとの返答を示したところからこの  
 AP の意向に注い)。日本側 <sup>反響</sup> の全環の  
 中で本件に限ると「1」の和平プロセス  
 に若干の考慮を説明した。本件が「1」  
 は中東和平の早期達成は可能である。  
 これは前提条件としての 777 諸国との  
 直接交渉によつてのみ可能である。 <sup>但し</sup> 「1」の  
 破滅を阻む者 (777 対) と交渉する気持  
 はない。この案につき日本は含め (777 対)  
 同「1」は考慮を要するから、これは  
 か、おろす。今後とも此の国と良好な

関係を維持して来た。

2. (47-72以内のレニ人捕虜が。

現案に本10は、親故を以ての

行政官送の資(内)に於て)本並親故

を以てし、(自分)は知りぬ。等差の

関係もある。本10中の親故が送

~~されたり~~。送が実施されたことになり

いと(かえり)の事。

3. (12本の取、野行家との会談の

結果、経済面では3本の具体的成果

が得られた。APの資(内)に於て)。

取の合議を通じ、12本の「上」を以て  
の経済関係の事。

本並の同と自由貿易の原則に従って

ていること。今後の両国内経済関係の

強化の故に2年以降著は在に也。

此の事は特に日本の民間の仁愛精神

に委ねようとする事か一月の如き事。

二山

今般(左) 同(右) 経済関係の発展

する事になる事を考へる。此等は、日本の政

界の中心に於て、経済面で行う

べき事は、此の如き関係を保持

する事(米、日、比諸国等)の如き。

日本の此の如き同様な、以上は、経済関

係強化を妨げない事である政治的

障害もない事。是を説明し、努めら

る(以上)の如き、内容は、工業の29%

人同化問題、中、社、外交関係設置、

以上の援助策、以上の事(右) 武器供与

の華英同語. 「社の洋ソ同語の現状」  
〜集中(この 添答 振りに 特々  
同新しん 英を 扱った 事ありん)

31

~~米、同、通、外、子、他、に、報、告、す。~~

(了)

※ 総第 077241-002号

※昭和 年 月 日 時 分 受  
60 9-11 20:43 付

(回覧番号) 3446

電 信 案

秘  
無 期 限

暗 略

自

暗秘

通信課長  
コピ  
済

大 臣 秘書官  
政 務 次 官  
事 務 次 官  
外務審議官  
外務審議官  
官 房 長

主管  
中近東アフリカ局長  
参 事 官 御社務  
中近東第一課長  
地域調整官  
首席事務官

※ 発電係  
起案 昭和60年9月10日  
起案者 村上  
電話番号 2769

(※印欄内は電信課記入)

協議先

国際経済第二課長  
済

中近東第一課長  
済

在 イスラエル 内田 大使 外務大臣 発  
総領事

件名 ミヤミール外相の訪日(稲山経団連会長との会談)

主管・文書記号

※

近 1

第 158 号 255GB

大至急

至急

普通

(優先処理)

往電近一ホ148号に関し、

10日午後3時より約1時間ミヤミール外相

(訪日)

は経団連稲山会長と会談し、主として両日

経済協カにつき意見交換(及こころ、要首次の通)

(参考：ベンヨハナ在京大使、ベンアハロニ顧問)

(昭和五二・七・六 改正)

転 電

転 送 在米国

転 報

大 使  
総領事

あて

大至急

※転電番号

第 4633 号

至急 (優先処理) 普通

GB-1

外務省

フジモル外務次官補、ドーリー<sup>外務</sup>貿易次官補、

パズネル外務報道官、ネエ<sup>ア</sup>ン社長(電子工業)、

マコト社長(バイオテクノロジー)他。我が方：花村

経国連副会長、三好<sup>ミヨシ</sup>経国連専務、内田リニ(常任顧問他同席)

1. 冒頭 稲山会長より、イスラエルの要人が<sup>として</sup>正式に

経国連を訪ねてくれたのは<sup>意外相か</sup>初めてのことであり

<sup>欣快</sup>非常に喜んで<sup>あ</sup>いる旨、また、日本はアラブ諸国に

<sup>原油供給の大部分</sup>かなりの石油を<sup>(中東アラブ産油国から)</sup>依存しているため、日・イスラエル関係

は微妙<sup>個人</sup>な立場に~~なる~~なるざるを得ないが、自分としては、

イスラエルを非常に<sup>身近なものに</sup>近<sup>い</sup>く<sup>い</sup>て<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>、<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>は<sup>い</sup>率

<sup>(意見交換を行)</sup>直な~~話し~~話しを<sup>い</sup>た<sup>い</sup>る旨述べた。

2. このに<sup>外相</sup>対し、「~~三好~~三好は日本の<sup>(中心的企業)</sup>財界の集まり

である経国連に招かれたことに<sup>(感謝の意)</sup>対し、~~感謝~~感謝

<sup>前置きの</sup>謝意を表すとともに<sup>い</sup>ま<sup>い</sup>は<sup>い</sup>率<sup>い</sup>の通り述べた。

1) 本日、中曾根<sup>総理</sup>~~首相~~、安倍外相と会談し、日本<sup>加</sup>は  
 仏工場の立場をよく理解されていることを確認し、  
 大変勇気づけられた。

2) 「仏経済は50年代の「不況」全面的農業依存型  
 から、60年代、70年代に及び、漸次工業に比重  
 を高く構造を転じた。仏は電子工学、遺伝  
 子工学、エネルギー、通信工学、医療技術及びコン  
 ピューター等種々高い水準にあり、また、年  
 間GNPの2.4%を研究開発に投資している。

海外からの投資については、ハイテク産業の  
 全額即ち投資家に開放し、投資を奨励、便  
 宜を付けており、種々の投資家に有利な環  
 境がある。

(更に、「仏の経済の現状、人的資源の豊富さ、  
 テクノロジーの自給、米欧との経済関係等を説明)

3. 次にイスラエルの電子工業会の代表として  
 マコブ社長よりイスラエルの電子工業<sup>産業</sup>の発展  
 は、<sup>要</sup>と銘びつき近年めざましい発展を遂げて  
 いるが、また、<sup>同</sup>イスラエルの電子工業は基本的に物品  
 種少量生産であり、量産型の日本の電子工業とは、  
 競争関係に反し、<sup>(日本の企業と)</sup>是非とも技術協力<sup>(王仰おれ)</sup>を行  
 うべき旨の発言があった。

4. <sup>更</sup>次に、イスラエルのバイオテック産業の代表  
 として、マコブ社長より日本がバイオテック  
 技術において世界のトップレベルにあることに敬意  
 を表しており、是非とも日本のバイオテック  
 技術<sup>(日本企業に対し)</sup>を学びたく技術協力を拡大して欲しい旨の  
 発言があった。

5. これに対し、内田 Y - 常任顧問より、残念  
 ながら現在までのところ日・伊两国間の経済<sup>関係</sup>協力の

は進んでいながらも、<sup>(自分としては)</sup>イスラエルの頭脳を高く評価  
しており、今後積極的に関係方面を啓蒙し、

協力を進める手段を、検討した旨発言があった。

6. 最後に ~~締めくくり~~として、稲山会長<sup>は</sup>次の通り述べた。

1) ~~アラブの行為は正しくないと考え~~ <sup>聖国は</sup> ~~アラブ諸国と聖国~~ <sup>(聖国は正しく)</sup>

はアラブ諸国と聖国方面係にあり、<sup>聖国は</sup> 脅かすことが常に  
つきまとい、今後、貴国とアラブ諸国との関係が

<sup>11月19日</sup>改善することを願う。

2) 本日、貴重講話を承り、貴国の科学技術が非常に

進歩していることがわかった。軍需面においては、我が国  
は制度上の制約があり、お方が協力は難しいと考える

が、民間レベルの協力は最大限協力していく努力を払い、

3) 協力の詳細な内容については今後在米イスラエル  
大使館を通じて話を進めさせていただきます。

4) これに付し、<sup>外相</sup>「~~三~~」より、聖国連のイスラエルに

に対する暖かい言葉に心より感謝する旨、また、今日の会合

の成果を得るための企業レベルの話し合いを是非とも

続けに行きたい旨発言があった。

米国に転送した。

(3)



秘  
無 期 限

シャミール・イスラエル副首相  
兼外相の中曾根総理大臣表敬  
(発言・応答要領)

昭和60年9月  
中近東第一課

## 目 次

|                   |   |
|-------------------|---|
| I 概 要             | 1 |
| II 訪日日程概略         | 2 |
| III シャミール副首相兼外相略歴 | 3 |
| IV 発言・応答要領        | 4 |

## I 概要

1. 日 時: 9月10日(火)11:00~11:40
2. 場 所: 総理官邸
3. 同席者:

(日 本 側)

三宅近ア局長

長谷川総理秘書官

伊集院近一長

(イスラエル側)

ベンヨハナン在京大使

ベンアハロン政治問題担当顧問

プリモル外務次官補(アジア、アフリカ、大洋州担当)

パズネル外務省報道官

4. 通 訳: 鶴岡条約課課長補佐(英語)
5. その他: シャミール外相は外務省賓客として訪日するもの。

II. シンヤミール・イスラエル副首相兼外相訪日日程案

60.9.6 近

|     | 9月6日(金)               | 9月7日(土)                                     | 9月8日(日)   | 9月9日(月)   | 9月10日(火)  |
|-----|-----------------------|---|---|---|---|
| 午前  |                       |   | 8:00 ホテル発<br>9:30 万博会場着<br>9:45~10:20 万博会場<br>10:25~11:00 歴史館<br>11:10~12:00 テーマ館<br>INS館 | 9:30~10:30 祝賀期間インタビュー<br>(於 ホテル)<br>10:30~11:10 NHKインタビュー<br>(於 ホテル 1035) | 11:00~11:40 総理表敬  |
| 昼   |                       | 12:00~14:00 非公式宴会<br>(於 ホテル 松の間)            | 12:05~13:05 昼食(スィスレストラン)  | 12:00~14:00 外国人記者クラブ<br>主催宴会  | 12:00~14:00 外務大臣との会談<br>及び昼食<br>(飯倉公館)  |
| 午後  | 16:50 成田着<br>(JL 416) |   | 13:15 万博会場発<br>14:45 ホテル着<br>17:00~17:40 朝日新聞インタビュー<br>(於 ホテル)                            | 15:00~15:45 与野党両派政務次官<br>との会談   | 15:00~16:15 総団連<br>16:30~18:00 記者会見<br>(日本記者クラブ)<br>19:00~19:30 毎日新聞インタビュー<br>(於 ホテル) |
| 夕   |                       | 19:30~22:00 在日ユダヤ人会館主催<br>夕食会<br>(ユダヤ人センター) | 19:00~21:00 イスラエル交響楽団<br>コンサート鑑賞<br>(NHKホール)  | 18:30~20:00 在京イスラエル大使<br>口・イ諸連共催レセプション<br>(ユダヤ人センター)                      | 22:30 成田発<br>(JL 423)   |
| ホテル | 帝國ホテル                 | 帝國ホテル                                       | 帝國ホテル   | 帝國ホテル   |   |

Ⅲ. シャミール副首相兼外相略歴

1. 氏名                   イツハク・シャミール  
                          YITZHAK    SHAMIR
  
2. 生年                   1915年   ポーランド生まれ
  
3. 学歴                   ワルシャワ大学，ヘブライ大学で法学専攻
  
4. 職歴                   イスラエル建国前は反英テロ組織「イルグ  
                          ン」（民族軍事機構）に参加，その後より  
                          過激な反英テロ組織「レヒ」（自由イスラ  
                          エル戦闘団）に移り活動。  
                          1955年より約10年間，モサドで活動  
                          （1970年ヘルート入党）。  
                          1973年   国会議員  
                          1977年   国会議長  
                          1980年   外相  
                          1983年   首相  
                          1984年   副首相兼外相  
                          （1986年10月 首相に就任予定）
  
5. 家族                   既婚，1男1女
  
6. 外国語               英語，フランス語

IV 発言・応答要領

|              |    |
|--------------|----|
| 1. 二国間政治・一般  | 5  |
| 2. 二国間経済関係   | 6  |
| 3. 二国間文化関係   | 8  |
| 4. 中東和平問題    | 9  |
| 5. レバノン問題    | 12 |
| 6. イラン・イラク紛争 | 13 |

1. 二国間政治・一般

(発言要領)

- (1) 訪日を歓迎する。
- (2) 貴大臣の訪日は初めてであると承知しているが、今回の訪日を通じ両国間の相互理解が深まるよう希望。

## 2. 二国間経済関係

### (応答要領)

(1) (経済関係の促進に尽力方要請越す場合又はアラブボイコットに屈しないよう日本政府の指導を要請越す場合)

(イ) 我が国においては経済活動は民間企業の判断により行われており、政府として民間企業に対しイスラエルとの関係を促進するよう求める立場にはない。

(ロ) 貴大臣は経団連とも会談する予定と聞いているが右会談において十分話し合われることを希望する。重要なことは、我が国の民間企業が貴国との経済関係の一層の拡大を望むような環境を作ることである。

(ハ) その意味からも我が国としては、中東和平問題が解決に向うことによつて中東の緊張が緩和され、民間企業が貴国との関係を進展させる上での環境が改善されることを期待。

(2) (先端技術開発における協力を要請越す場合)

先端技術については主として民間企業が開発を行っているものであり、政府レベルでかかる協力を行うことは困難。

(3) (日航機のイスラエル乗入れにつき政府の尽力方要請

越す場合)

当面、日本とイスラエルの間に定期便を開設するに足る需要が見込まれないので日航がイスラエルに乗入れることは困難と承知。

- (4) (カイロ乗入れの日本からのグループツアーの旅客をイスラエル航空便を利用してイスラエルに運ぶ等観光協力につき言及ある場合)

貴国の豊かな文化遺産と美しい風土は我が国でも広く知られつつある。グループツアーについては旅行エージェントが商業的判断に基づいて決定すべき問題であるが、貴国の御要望は関係業界にとりつぐこととしたい。

### 3. 二国間文化関係

(応答要領)

(1) (先方より、文化交流につき言及ある場合)

文化交流は、両国間の真の友好関係の基盤となる両国国民間の相互理解を増進する上で有益と考える。

我が国としては、今後とも貴国との文化交流を進めていきたい。

(2) (先方より文化協定の締結を希望表明越す場合)

我が方としては、文化協定の締結よりも、まずその基盤となる文化交流の積み上げが重要であると考えます。

(注) イスラエルは、1957年5月(在京大使より情文局長)、1975年1月(在京大使より文化事業部長)に我が方に対し文化協定締結を希望越している。

#### 4. 中東和平問題

##### (発言要領)

- (1) 我が国としては、中東和平問題の公正、永続的かつ包括的解決のためには、①安保理決議242が全面的に実施され、貴国の生存権が保障される一方で、②東エルサレム、ゴラン高原を含む67年戦争による全占領地から貴国が撤退すること、③独立国家樹立権を含む民族自決権に基づくパレスチナ人の正当な権利が承認・尊重されること及び④パレスチナ人を代表するPLOが和平交渉に参加することが必要と考えている。
- (2) かかる立場より我が国は、中東和平実現のため関係当事者への働きかけを行う等努力。特に、我が国としては、フセイン・アラファト合意以来の最近の和平へのモメンタムが関係当事者の努力により維持されることが必要と思料。
- (3) アラブ側は、いずれも貴国がより柔軟な立場を示すよう強く求めており、中でもジョルダン要人及びアラファト議長はいずれも現在が和平実現のための最後のチャンスであるとしている。アラブ側、特にPLOは貴国の生存権と決議242を実質的に受け入れ、和平に向けて一歩踏

(イ) 国際会議

アラブ側は国際会議の重要性を強調しており、我が国もアラブ側を交渉のテーブルに引き出すためには何らかの国際的枠組が必要と考えるところ、右につき貴国として譲歩しえないか。

- (5) また、占領地政策の緩和あるいは入植活動の凍結等により、貴国がアラブ側に対し和平交渉開始への積極的姿勢を示すことにより、現在の和平への動きを一步でも前進させることが重要と考えるが貴大臣の見解如何。
- (6) また、和平実現のためにはシリアの交渉参加が必要と考えるが貴大臣の見解如何。
- (7) また、ソ連との関係では、7月に駐仏貴国大使とソ連大使との間で話し合いが行われたと伝えられるが、今後の貴国の対ソ関係改善の見通し如何。

## 5. レバノン問題

### (発言要領)

- (1) 現下のレバノン情勢を深く憂慮しており、各派間の停戦協定が遵守され一日も早く治安が回復することを希望。
- (2) 我が国は、イスラエル軍がほぼレバノンより撤退したことは歓迎。但し、貴国は北辺の安全保障のため未だ一部の軍隊をレバノン南部に残留させている由であるが、同軍隊を撤退させるべきと考えるが如何。
- (3) 貴国は貴国内に拘留しているレバノン人捕虜を全員釈放する旨発表した由であるが、従来よりこれら捕虜の早期釈放を求めていた我が国としても右発表を歓迎するものであり、同釈放が早急に実現されることを希望する。

## 6. イラン・イラク紛争

### (発言要領)

- (1) イラン・イラクの立場の隔たりは依然大きく、当面、和平への動きの進展には期待できず。
- (2) 8月以降、イラクがカーグ島攻撃を本格化。今後、イランが反撃を行う可能性及びイラクがカーグ島攻撃をさらに行う可能性は否定できず要注意。
- (3) しかしながら、イラクは依然包括的和平への希望を強く有しており、上記攻撃もその為の対イランプレッシャーであり、イランの態度にも、我が国のパッケージ案受け入れ、国際的世論に対する関心の高まり等変化の兆しはあり。我が国としては今後とも和平の為の環境造りをねばり強く続けていく所存。

シャミール・イスラエル副首相  
兼外相の中曾根総理大臣表敬

秘  
無期限

昭和60年9月  
外務省

(議題)

1. 二国間政治・一般
2. 二国間経済関係
3. 二国間文化関係
4. 中東和平問題
5. レバノン問題
6. イラン・イラク紛争

(発言のポイント)

1. 二国間政治・一般

(発言要領)

- (1) 訪日を歓迎する。
- (2) 貴大臣の訪日は初めてであると承知しているが、今回の訪日を通じ両国間の相互理解が深まるよう希望。

(注) イスラエル外相の公式訪日としては初めて、なお、メイア外相が1962年、エバン外相が1967年に夫々非公式訪日。

## 2. 二国間経済関係

### (応答要領)

- (1) (経済関係の促進に尽力方を要請越す場合又はアラブボイコットに屈しないよう日本政府の指導を要請越す場合)
- (イ) 我が国においては経済活動は民間企業の判断により行われており、政府として民間企業に対しイスラエルとの関係を促進するよう求める立場にはない。
- (ロ) 貴大臣は経団連とも会談する予定と聞いているが右会談において十分話し合われることを希望する。重要なことは、我が国の民間企業が貴国との経済関係の一層の拡大を望むような環境を作ることである。
- (ハ) その意味からも我が国としては、中東和平問題が解決に向うことによつて中東の緊張が緩和され、民間企業が貴国との関係を進展させる上での環境が改善されることを期待。

### (注)

#### (1) 日・イスラエル貿易関係(百万ドル)

|        | 83年 | 84年 |
|--------|-----|-----|
| 我が国の輸出 | 267 | 174 |
| “ 輸入   | 188 | 191 |

主要輸出品: 輸送機器、機械機器、光学機器

“ 輸入品: ダイヤモンド、化学製品、機械機器、柑橘類

#### (2) 日本の対イスラエル直接投資(許可ベース)

122.5万ドル(累計)

- (3) 我が国企業のほとんどは、アラブ諸国によるボイコットを恐れイスラエルと直接取引を行うことを避けており、この結果宝石商等の一部を除き邦人企業関係者は在留していない。

(応答要領)

(2) (先端技術開発における協力を要請越す場合)

先端技術については主として民間企業が開発を行っているものであり、政府レベルでかかる協力を行うことは困難。

(注) イスラエル及び米国政府は先端技術の調査開発を目的として1977年6千万ドルの資金をもって「イスラエル・米国二国間調査開発基金」を設立。

(応答要領)

(3) (日航機のイスラエル乗入れにつき政府の尽力方要請越す場合)

当面、日本とイスラエルの間に定期便を開設するに足る需要が見込まれないので日航がイスラエルに乗入れることは困難と承知。

(4) (カイロ乗入れの日本からのグループツアーの旅客をイスラエル航空便を利用してイスラエルに運ぶ等観光協力につき言及ある場合)

貴国の豊かな文化遺産と美しい風土は我が国でも広く知られつつある。グループツアーについては旅行エージェントが商業的判断に基づいて決定すべき問題であるが、貴国の御要望は関係業界にとりつぐこととしたい。

(注) イスラエル訪問邦人数 2,131人(1984年)

### 3. 二国間文化関係

(応答要領)

(1) (先方より、文化交流につき言及ある場合)

文化交流は、両国間の真の友好関係の基盤となる両国国民間の相互理解を増進する上で有益と考える。

我が国としては、今後とも貴国との文化交流を進めていきたい。

(2) (先方より文化協定の締結を希望表明越す場合)

我が国としては、文化協定の締結よりも、まずその基盤となる文化交流の積み上げが重要であると考えます。

(注) イスラエルは、1957年5月(在京大使より情文局長)、1975年1月(在京大使より文化事業部長)に我が方に対し文化協定締結を希望越している。

#### 4. 中東和平問題

##### (発言要領)

- (1) 我が国としては、中東和平問題の公正、永続的かつ包括的解決のためには、①安保理決議242が全面的に実施され、貴国の生存権が保障される一方で、②東エルサレム、ゴラン高原を含む67年戦争による全占領地から貴国が撤退すること、③独立国家樹立権を含む民族自決権に基づくパレスチナ人の正当な権利が承認・尊重されること及び、④パレスチナ人を代表するPLOが和平交渉に参加することが必要と考えている。
- (2) かかる立場より我が国は、中東和平実現のため関係当事者への働きかけを行う等努力。特に、我が国としては、フセイン・アラファト合意以来の最近の和平へのモメンタムが関係当事者の努力により維持されることが必要と思料。
- (3) アラブ側は、いずれも貴国がより柔軟な立場を示すよう強く求めており、中でもジョルダン要人及びアラファト議長はいずれも現在が和平実現のための最後のチャンスであるとしている。アラブ側、特にPLOは貴国の生存権と安保理決議242を実質的に受け入れ、和平に向けて一步踏み出したと認識すべきであり、又、フセイン・アラファト合意は、アラブ側が現時点で譲歩しうる限界を示したものと考えられるところ、かかる観点から今こそ貴国が柔軟な立場を示すことが必要と考える。
- (4) 特に8月中旬マーフィー米國務次官補の中東訪問の際、問題点であったと言われている次の3点につき貴大臣の見解を伺いたい。
  - (イ) パレスチナ人の代表問題  
ジョ/パ側はジョ/パ合同代表団のメンバーとして7人のパレスチナ人のリストを米側に提示した由であるが、右に対する貴国の見解如何。たとえ右メンバーにPLO関係者がいたとしても受入れるべきではないか。
  - (ロ) ジョ/パ合同代表団とイスラエルとの直接交渉  
貴国はジョ/パと米国との対話が直接貴国との直接交渉につながらなければならないとの立場を有している由であるが、まずこの種の対話を行うことが重要ではないか。せつかくの和平の機会をつぶさないためにも本問題につき貴国が譲歩し得ないものか。
  - (ハ) 国際会議  
アラブ側は国際会議の重要性を強調しており、我が国もアラブ側を交渉のテーブルに引き出すためには何らかの国際的枠組が必要と考えるところ、右につき貴

国として譲歩しえないか。

- (5) また、占領地政策の緩和あるいは入植活動の凍結等により、貴国がアラブ側に対し和平交渉開始への積極的姿勢を示すことにより、現在の和平への動きを一步でも前進させることが重要と考えるが、貴大臣の見解如何。
- (6) また、和平実現のためにはシリアの交渉参加が必要と考えるが、貴大臣の見解如何。
- (7) また、ソ連との関係では、7月に駐仏貴国大使とソ連大使との間で話し合いが行われたと伝えられるが、今後の貴国の対ソ関係改善の見通し如何。

(注) 本年2月11日、アンマンにおいて「パレスチナ問題の公正な解決に向けての共同行動に関する枠組み」についてのフセイン・アラファト合意が成立したところ、同合意における注目点は次の通り。

- (イ) 安保理決議を含む国連諸決議に基づき全占領地よりの撤退と引き換えに包括的和平を達成するとの点(イスラエルの生存権を認知したとも解釈される)。
- (ロ) ジョルダン・パレスチナ連合国家の枠内でパレスチナ人による自決権を行使するとの点(独立国家建設を明示していない)。
- (ハ) 国際会議にジョルダン・パレスチナ合同代表団が参加するとの点(PLOが単独で和平交渉に参加することに固執しないことを意味)。

## 5. レバノン問題

### (発言要領)

- (1) 現下のレバノン情勢を深く憂慮しており、各派間の停戦協定が遵守され一日も早く治安が回復することを希望。
- (2) 我が国は、イスラエル軍がほぼレバノンより撤退したことは歓迎。但し、貴国は北辺の安全保障のため未だ一部の軍隊をレバノン南部に残留させている由であるが、同軍隊を撤退させるべきと考えるが如何。
- (3) 貴外相は昨日の記者会見において、日本政府よりの要請をも考慮し、未だ貴国内に拘留されているレバノン人捕虜を本10日全員釈放する旨発言された由であるが、従来よりこれら捕虜の早期釈放を求めていた我が国としても右発表を歓迎する。

### (注)

- (1) イスラエル内に拘留されているレバノン人捕虜の釈放状況(6月14日発生したTWA機ハイジャック事件以後)

6月24日 31名

7月3日 300名

24日 100名

8月13日 101名

28日 113名

- (2) 9月4日イスラエル報道はイスラエル首相スポークスマンが残留レバノン人捕虜119名を今後10日以内に釈放すると発表した旨報じた。
- (3) 9月9日シャミール外相は外人記者クラブにおける記者会見において、イスラエル政府は9月10日残留レバノン人捕虜を釈放するが右決定は日本政府よりの要請をも考慮に入れてなされたものである旨発言。

## 6. イラン・イラク紛争

### (発言要領)

- (1) イラン・イラクの立場の隔たりは依然大きく、当面、和平への動きの進展には期待できず。
- (2) 8月以降、イラクがカーグ島攻撃を本格化。今後、イランが反撃を行う可能性及びイラクがカーグ島攻撃を更に行う可能性は否定できず要注意。
- (3) しかしながら、イラクは依然包括的和平への希望を強く有しており、上記攻撃もそのための対イラン・プレッシャーであり、イランの態度にも、我が国のパッケージ案受入れ、国際的世論に対する関心の高まり等、変化の兆しはあり。我が国としては、今後とも和平のための環境作りを粘り強く続けていく所存。

秘  
無 期 限

秘

シャミール・イスラエル副首相兼外相の  
中曾根総理表敬

(参考資料)

昭和60年9月  
中近東第一課

目 次

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1. 最近の日・イスラエル間要人往来 | 1  |
| 2. アラブボイコットについて    | 3  |
| 3. イスラエル・米国調査開発基金  | 5  |
| 4. 日航機のイスラエル乗入れ問題  | 6  |
| 5. イスラエルとの文化交流実績   | 7  |
| 6. 中東和平問題          | 9  |
| 7. 最近のレバノン情勢       | 17 |
| 8. イラン・イラク紛争       | 20 |
| 9. イスラエル概要         | 22 |

1. 最近の日・イスラエル間要人往来

(1) 往訪

中島外務審議官(1983年)

中山正 衆議院議員(1984年)

宇佐美忠信ゼンセン同盟会長(1984年)

三宅近ア局長(1985年6月)

日本イスラエル友好議員連盟一行(団長春田議員)(1985年7月)

日本ジョルダン友好議員連盟一行(団長海部議員)(1985年7月)

自民党青少年海外研修団一行(団長船田議員)(1985年8月)

(2) 来訪

アリドール蔵相(1983年非公式)

キムヒ外務次官(1984年)

イツィール元大統領(1985年4月)

ミロ外務副大臣(1985年6月)

ルービンシュタイン通信相(1985年6月)

プリモル外務次官補(1985年6月)

(注) (なお外相としてはメリア外相が1962年、エバン外相が1967年にそれぞれ非公式訪日している)

秘

- (1) 日本イスラエル友好議員連盟(会長 春日一幸議員)

1984年2月設立

- (2) イスラエル日本友好議員連盟(会長 アバ・エバン議員(元外相))

1984年5月設立

## 2. アラブボイコットについて

- (1) アラブ連盟加盟国は、イスラエルを経済的にボイコットすることにより、イスラエルの戦力増強、経済発展を阻止するためイスラエルボイコットを続けている。
- (2) 1954年アラブ連盟はボイコット判定基準として一般原則を定め、更にその後イスラエル経済に対するアラブの間接的な寄与を阻止するためボイコットされていない企業がボイコットされている企業の資材、設備ないしサービスをアラブ諸国に輸出し、またはアラブ諸国におけるプロジェクトに使用することを禁止する措置をとりボイコットの強化を図っている。
- (3) しかし、ボイコットの実際の運用はアラブ諸国間にばらつきがあり、一般に湾岸諸国及びシリア(ボイコット委員会中央事務局の所在地)は厳しい運用を行っている。
- (4) このため我が国の企業は一部を除きアラブ諸国によるボイコットを恐れ、イスラエルと直接取引を行うことを避けている。(イスラエルには通信社、宝石商を除き、邦人企業関係者は駐在していない。なお本年東洋インキはサイテックス社と本邦に合弁プロジェクトを設立することに合意した。)
- (5) このためイスラエル側はこのような邦人企業の態度を

不満とし米国系ユダヤ人を動員して1960年代から70年代にはカウンターボイコットの措置をとり、日航、トヨタ、東芝等に対し圧力をかけたこともあり、最近一部で再びカウンターボイコット措置を発動せんとする動きも伝えられている。

3. イスラエル・米国調査開発基金

- (1) イスラエル及び米国政府は先端技術の調査開発を目的として1977年「イスラエル・米国二国間調査開発基金」を設立。
- (2) 当初資金は60百万ドルで近く110百万ドルに増額の予定。同基金はイ、米両国の合弁プロジェクトによる先端技術の開発に出資し(現在までに76プロジェクトに出資)、同プロジェクトからはroyaltiesの形で返済を受けているが、特許権は取得しない。

#### 4. 日航機のイスラエル乗入れ問題

- (1) イスラエルは観光客誘致策の一環として日航に対し同国への乗り入れを要請しており、日本政府に対してもその実現に協力方を要請越している。(イスラエル側は右乗り入れの前提として航空協定を締結することは当面考えておらず、日本側の一方的乗り入れでも構わないとの立場。)
- (2) 日航側としては、当面の採算性はともかくとして、有利な条件で(一方的乗り入れという形で)新路線を獲得するとの観点から本件乗り入れに魅力を感じてはいないわけではないが、他方乗り入れた場合アラブによるボイコットの対象にされかねないとの危惧があり、大勢としては乗り入れに消極的。(イスラエル側に対しては、採算の見込みなく、またスケジュール、乗員のやりくりもつかない旨応答している由。)

5. イスラエルとの文化交流実績

(1) 国際交流基金事業

(イ) 国際交流基金事業費

1982年度 9,827(千円)(中近東で8位)

1983年度 7,532(千円)(同上12位)

(ロ) 近年の主な文化行事

1984年度

山海塾

包む展

野田哲也版画展

1985年度

白虎社(現代舞踏)6～7月

(ハ) 図書寄贈

1983年度

ヘブライ大学

テイコティン日本美術館

テクニオン

イスラエル国際図書展

1984年度

ヘブライ大学東アジア学部

テルアビブ大学演劇学部

ティコティン日本美術館

1985年度

テルアビブ大学中央図書館

ティコティン日本美術館

テクニオン工科大学(一般教養学部)

(二) 人物交流

| 招聘 | 1984年度 | 1985年度 |
|----|--------|--------|
| 長期 | 1名     | 1名     |
| 短期 | 0名     | 1名     |

(ホ) 日本語講座講師謝金助成1件(84年度)

(2) 留学生

| 受入れ   | 1982 | 1983 | 1984 |
|-------|------|------|------|
| 国費留学生 | 7名   | 6名   | 6名   |
| 私費留学生 | 3名   | 1名   | 2名   |

(5月現在在籍者数)

派遣

|            |    |    |    |
|------------|----|----|----|
| イスラエル政府奨学生 | 1名 | 2名 | 2名 |
|------------|----|----|----|

## 6. 中東和平問題

### 1. アラブ穏健派による積極的な動き

#### (1) フセイン・アラファト合意

本年2月11日、アンマンにおいて「パレスチナ問題の公正な解決に向けての共同行動に関する枠組み」についてのフセイン・アラファト合意が成立(別添1)。同合意における注目点は次の通り。

- (イ) 安保理決議を含む国連諸決議に基づき全占領地よりの撤退と引き換えに包括的和平を達成するとの点(イスラエルの生存権を認知したとも解釈される)。
- (ロ) ジョルダン・パレスチナ連合国家の枠内でパレスチナ人による自決権を行使するとの点(独立国家建設を明示していない)。
- (ハ) 国際会議にジョルダン・パレスチナ合同代表団が参加するとの点(PLOが単独で和平交渉に参加することに固執しないことを意味)。

#### (2) ムバラク提案

本年2月25日ムバラク・エジプト大統領は、フセイン・アラファト合意を踏まえ、中東和平交渉の実施を次の3段階に分けて行ういわゆる「ムバラク提案」(別添1)を発表。

- (イ) ジョルダン・パレスチナ合同代表団と米国の対話
- (ロ) 同代表団とイスラエルとの対話
- (ハ) 国際会議での交渉

## 2. 米国をめぐる動き

### (1) ムバラク大統領の訪米

3月10日～14日ムバラク大統領は訪米し、レーガン大統領にジョ／パ合同代表団との対話開始の必要性を説いた。

### (2) マーフィー国務次官補及びシュルツ国務長官の中東訪問

ムバラク大統領の訪米に応える形で4月マーフィー国務次官補が、また、5月シュルツ国務長官が各々中東諸国を訪問し、ジョ／パ合同代表団との対話開始の可能性につき意見交換。

### (3) フセイン国王の訪米

5月29日～31日フセイン国王は訪米しレーガン大統領等と会談し、次の諸点を伝えた模様。

(イ) 国際会議の傘の下で今年中にイスラエルと直接交渉を行う用意があること。

(ロ) PLOが安保理決議242及び338を受け入れたこと。

### (4) ジョルダン及びイスラエルの新提案

上記の動きを背景として関係当事者間の交渉形態につ

き6月5日にはジョルダンが4段階提案を、又、同10日にはイスラエルが5段階提案をそれぞれ発表(別添2)。

### 3. 臨時アラブ首脳会議の開催

このようなアラブ穏健派を中心とした和平への気運の高まりを背景として、ハッサン2世・モロッコ国王の呼びかけにより8月7日から9日までモロッコのカサブランクにおいて、臨時アラブ首脳会議が開催された。(なお、シリア・リビア、レバノン、アルジェリア、南イエメン5カ国は不参加。)同会議においては、フセイン・アラファト合意の取り扱いをどうするかという点が議論の焦点となったが、結局、同合意に反対しているシリアを慮ってか、同合意を支持するまでには至らず、会議最終日に採択されたコミュニケはテークノートするにとどまった。(コミュニケ要旨別添3)

### 4. マーフィー国務次官補の中東訪問

8月13日から18日までマーフィー国務次官補は再びジョルダン、イスラエル、エジプトを歴訪したところ、期待されたジョ/パ合同代表団との会談は行われなかった。

別添 1

フセイン・アラファト合意及び  
ムバラク提案骨子

1. フセイン・アラファト合意

(85年2月11日 アンマン)

- (1) 安保理決議を含む国連諸決議に基づき全占領地よりの撤退と引き換えに包括的和平を達成
- (2) ジョルダンとパレスチナ人の連合国家  
CONFEDERATIONの枠組み内におけるパレスチナ人による民族自決権の行使
- (3) 国連諸決議に基づくパレスチナ難民問題の解決
- (4) すべての側面におけるパレスチナ問題の解決
- (5) 安保理常任理事国五カ国及びパレスチナ人の唯一正当な代表としてのPLOを含むすべての関係当事国の参加する国際会議における交渉(右交渉にはジョルダン/パレスチナ合同代表団が参加)

2. ムバラク提案

(85年2月25日、NYT紙インタビュー)

- (1) まず米国がジョルダン/パレスチナ合同代表団との対話を開始する。
- (2) 次に、ジョルダン/パレスチナ合同代表団とイスラエル代表団との対話を行う(エジプトは右対話の場所として

カイロをオファーする用意があることを表明、又、エジプトが右対話に参加するか否かについては両代表団の合意に基づき決定される)

- (3) 国際会議は交渉の最終段階に行う。

10. 中東和平に關するヨルダン段階提案 4段階 60.6.12 中東第一課

|      |  |   |
|------|--|---|
| 第一段階 | <p>ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> | <p>イスラエル(6月10日)の代表PL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> |
| 第二段階 | <p>ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> | <p>イスラエル(6月10日)の代表PL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> |
| 第三段階 | <p>ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> | <p>イスラエル(6月10日)の代表PL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> |
| 第四段階 | <p>ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> | <p>イスラエル(6月10日)の代表PL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> |
| 第五段階 | <p>ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> | <p>イスラエル(6月10日)の代表PL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権</p> |

1. ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権
2. ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権
3. ヨルダン(6月5日)の代表とPL米本及、バの国会イ時家決を第アエ国の支表の後ラ米合を代と合スに連権

臨時アラブ首脳会議コミュニケ

(85年 8 月 9 日)

1. 和解委員会の設置

サウディ、チュニジア及びアラブ連盟事務局長からなる委員会が、ジョルダン対シリア及びイラク対シリアそれぞれの間の和解を担当し、またモロッコ、ア首連、モーリタニア及びアラブ連盟事務局長からなる委員会が、イラク対リビア及びPLO対リビアそれぞれの間の和解を担当し、各委員会は首脳会議議長に報告書を提出する。

2. 中東和平問題

(イ) 本会議は本年 2 月 11 日のフセイン・アラファト合意につきフセイン国王及びアラファト PLO 議長の説明を聴取するとともに、この合意の行動計画とフェズ憲章との整合性に関する両者による詳細な説明をしん酌しつつ敬意と共にテークノートした。パレスチナ問題の平和的、公正かつ包括的解決にはイスラエルの占領するあらゆるアラブ領域、特にエルサレムからの撤退の保証が考慮されるべきである。本会議はフェズ・サミット決議の精神と諸原則をもって全アラブの約束を維持、継続する必要を再確認する。また、PLO を正統かつ唯一のパレスチナ人の代表として支

援しその国民的決定の独立性、外部によるいかなる内政干渉も許さないというパレスチナ人の権利を尊重する。

- (ロ) 国連の枠内において、ソ連、米国、他の常任安保理事国及びPLOが参加する国際会議の開催がアラブ地域和平実現を助けるものとする。

### 3. レバノン問題

レバノン国民及び政府の同国のバルカン化に対抗する努力を支援する。

### 4. イラン・イラク紛争

イランが国連のあつ旋を拒否し続けていることを遺憾としつつ、湾岸紛争に対するフェズ決議、アラブ連盟憲章第6条の約束、ならびに84年3月14日のバグダット臨時首脳会議でイランにあてた停戦の呼びかけを再確認し、平和的かつ名誉ある解決にいたるべき交渉のためあらゆる手段を動員する決意を表明する。

## 7. 最近のレバノン情勢

(1) 本年1月14日イスラエル政府は82年6月のレバノン侵攻以来南レバノンに駐留しているイスラエル軍を3段階に分けて撤退させる計画を決定した。

同計画に従い1月20日より順次撤退が開始され、6月6日イスラエル軍当局はイスラエル国境沿いのレバノン領内に設けられた安全保障地帯に残る小規模部隊を除き、イスラエル軍の撤退が完了した旨を発表した。

(2) イスラエル軍の撤退後のレバノン南部地域の治安維持については、従来より同地域に展開されていたU N I F I L (国連レバノン暫定軍)に加えレバノン政府軍が導入されているが、両軍の治安維持能力は低いうえにシーア派、スンニー派、キリスト教徒マロン派等の同地域の支配をめぐる対立が見られるほか、右撤退開始前後より同地域ではシーア派による対イスラエル軍及びS L A (親イスラエルの各派民兵組織)に対するテロが多発している。

- (3) かかる情勢の下、6月中旬にTWA機ハイジャック事件が発生し、ベイルートに捕われていた同機の米国人人質の解放に際して、シーア派の民兵組織アマルの指導者であるナビ・ベッリ・レバノン南部レバノン担当相兼司法相及びアサド・シリア大統領が主要な役割を果たしたことから、シリアの影響力を後楯とするシーア派の勢力拡大が顕著に窺われた。
- (4) 更に、同事件以後、シリア主導によるレバノンの治安回復に向けての動きが活発化し、7月7日、ハッダーム・シリア副大統領主宰の下、レバノン・イスラム各派の指導者が会合しレバノンの国民和解及び西ベイルートの治安確保措置に関する合意が成立した。また、同時にシリアはシーア派の治安維持能力の向上を意図して、同派に対する武器供給を強化している。
- (5) しかしながら、上記合意の成立に際して、キリスト教徒各派が完全に排除されていることから、同合意の実効性が疑問視されていたところ、8月10日には、ベイルート市内のグリーン・ラインを挟んでキリスト教徒民兵とイスラム教徒民兵との間で大規

模な戦闘が再開されるに至った。同戦闘は、22日、シリア軍主宰による治安委員会において停戦合意が成立したことにより、一応の終結を見たが、イスラム教徒各派の要求がキリスト教徒（特にマロン派）優位の国内政治体制の改革という基本的問題に係わるものであるだけに、キリスト教徒・イスラム教徒各派間の対立は一朝一夕には解消すべくもなく、今後共戦闘再開の可能性は排除されない。

## 8. イラン - イラク紛争

60.9.3

中近東第二課

## I. 戦況

1. 陸上戦闘 「3月11日～18日のハウィーザ湿地帯における戦闘後、大規模な戦闘は行われていないが、ほぼ国境全線において小規模戦闘が継続。新地上攻勢の可能性もあり要注意」

イラン側は6月より南部戦線において一連のザファル作戦及びゴドス作戦を展開。更に北部戦線においても、7月中頃より、これまでに比し戦闘規模が拡大。

2. ベルシャ湾における戦闘 「船舶攻撃は依然継続、5月30日、6月3日及び6日カーグ島攻撃。8月に入り、15日、25日、30日に相次ぎカーグ島攻撃。又、9月2日にも同島攻撃が報じられている」

## (1) 被弾船舶数(内本邦企業関係は5隻)

|       | 総数 | イラク側攻撃によると思われるもの | イラン側攻撃によると思われるもの | 攻撃国不明 |
|-------|----|------------------|------------------|-------|
| 全船舶   | 88 | 61(3月以降12)       | 26(3月以降7)        | 1     |
| 内タンカー | 55 | 33( // 10)       | 21( // 5)        | 1     |

&lt;期間59.1.1～60.9.3&gt;

## (2) イラクによるカーグ島攻撃

| 攻撃日   | 被害状況   |
|-------|--|
| 3月19日 | カーグ島の丘の上のタンクヤード付近に被害。イラン人10数人死亡。               |
| 5月30日 | 廃油を溜める池炎上                                      |
| 6月3日  | 被害軽微   |
| 6月6日  | 被害なし   |
| 8月15日 | 油送機橋にかなりの被害を与えた模様。ただし、現行レベルの原油積み出しには影響ないと見られる。 |
| 8月25日 | 被害状況未だ不明。                                      |
| 8月30日 | //   |
| 9月2日  | 攻撃未確認  |

(注)この他、7月20日、イラク軍は、サイルース油田を攻撃している。

3. 相互都市攻撃 「5月下旬よりイ・イ両国間で再度相互都市攻撃が激化したが、6月14日、フセイン・イラク大統領は15日より30日までイラン深奥部の諸都市攻撃を停止する旨のメッセージを发出(イランのムサビ首相は、17日イラクの右メッセージを拒否)。30日イラクは都市攻撃再開を宣言。但し、現在までのところ、本格的な都市攻撃は再開されていない」

## II. 外交(最近の動き)

1. イラン (1) 文民区域相互不攻撃、航行安全確保、化学兵器不使用については実現に努力。但し、戦争そのものについては継続意志強固。

(2) 外務省次官5名をパキスタン、印、ア首連、トルコ、東独、日本、中国、及び国連へ派遣し、また、ヴェラヤティ外相が、シリア、リビア、アルジェリアを訪問。更に4月、アルデビリ外務次官をソ連に派遣。6月20日より24日までラフサンジャニ議長がリビア、シリア訪問、27日より7月1日まで訪中、1日より5日まで訪日。7月26日より28日までヴェラヤティ外相がリビアを訪問。8月15日、スーダンとの外交関係回復を発表。

2. イラク (1) 文民区域相互不攻撃合意の単なる再生には関心を示さず、あくまで包括的和平へのステップ乃至イランの地上攻勢に歯止めをかけるようなスキームを追及。

(2)タリク・アジーズ外相は、3月、仏、ソ連、伊を訪問し、更に国連にてシュルツ事務長官と会談、ソ連訪問、訪日(31日)、4月、中国を訪問。5月12日訪英。また、5月26日アラブ連盟7人委員会のミッション(クリビ・アラブ連盟事務局長、アジーズ・イラク外相、マスリ・ジョルダン外相、イルヤニ北イエメン外相及び在ソ連クウェイト、チュニジア、モロッコ各大使)の一員としてモスクワを訪問、27日グロムイコ・ソ連外相と会談(一行メンバーは、27日、28日にわたり、個別に帰国)。6月15日から16日にかけてエジプトを訪問し、ムバラク大統領及びメギード外相と会談、「ム」大統領に対してはフセイン・イラク大統領からの口頭メッセージを伝達。7月17日、ヨルダンの首都アンマンにて同地訪問中の安倍大臣と会談。20日、サウディを訪問し、ファハド国王、サウド外相と会談。

3. 各国、国連の動き 国連、インド、GCC等が主として文民区域相互不攻撃再生を当面の目標として働き掛けを行っているが、これまで奏功せず。最近の動きは次の通り。

(1)インド イ・イ両国特使派遣に続きイラクにカーン外務担当国務相を派遣し、インド案を呈示。また、同相が、3月30、31日イランを訪問し、ハメネイ大統領他イラン政府首脳と会談。

(2)パキスタン 4月6日イランを訪問したパキスタン大統領特使グーエル顧問は同日午後ハメネイ大統領と会談し、ハック「パ」大統領の親書を手交。

(3)国連 4月7日、デクエヤル国連事務総長がテヘランを訪問、ハメネイ大統領、ラフサンジャニ議長、ムサビ首相、ヴェラヤティ外相と会談を行った後、8日バグダッドを訪問し、フセイン大統領、タリク・アジーズ外相と会談、9日ニューヨークへ向かった。

(4)5月18日サウド・サウディ外相が、イランを訪問、ハメネイ大統領、ラフサンジャニ議長、ムサビ首相、ヴェラヤティ外相と会談し20日に帰国。

### III. 当面の見通し

「戦闘は国境付近における限定的なものに留まっており、本格的な都市攻撃も未だ再開されていないが、基本的な事態の好転は当面期待できず、今後の展開は依然予断を許さず。9月に予定されている非同盟諸国会議、国連総会での外交的動きに注目。」





秘  
無 翻 限

日・イスラエル外相会談  
(発言・応答要領)

昭和60年9月  
中近東第一課

目 次

|     |                     |   |
|-----|---------------------|---|
| I   | 概 要 .....           | 1 |
| II  | 訪日日程概略 .....        | 2 |
| III | シャミール副首相兼外相略歴 ..... | 3 |
| IV  | 発言・応答要領 .....       | 4 |

## I 概要

1. 日 時: 9月10日(火) 12:00-13:00
2. 場 所: 飯倉公館
3. 同席者

### (日本側)

梁 井 外務審議官  
三 宅 近ア局長  
渡 辺 情報調査局長  
伊集院 近一長  
渡 辺 近二長  
高 野 大臣秘書官

### (イスラエル側)

ベンヨハナン 在京大使  
ベンアハロン 政治問題担当顧問  
ドローリー 外務次官補(経済担当)  
プリモル 外務次官補(アジア・アフリカ・大洋州担当)  
パズネル 外務省報道官  
タミール 在京大参事官

4. 通 訳: 鶴 岡 条々課長補佐(英語)
5. 記 録: 西 岡 近一事務官

II. シャミール・イスラエル副首相来日に関するスケジュール案 60.9.6 近一

|     | 9月6日(金)               | 9月7日(土)                                | 9月8日(日)  | 9月9日(月)   | 9月10日(火)  |
|-----|-----------------------|--|--|---|---|
| 午   |                       |  | 8:00 ホテル発<br>9:30 万博会場着<br>9:45~10:20 歴史館<br>10:25~11:00 テーマ館<br>11:10~12:00 INNS館 | 9:30~10:30 読売新聞インタビュー<br>(於 ホテル)<br>10:30~11:10 NHKインタビュー<br>(於 ホテル 1035) |   |
| 前   |                       |  | 12:05~13:05 昼食(スイスレストラン)   | 12:00~14:00 外国人記者クラブ主催昼食会   | 12:00~14:00 外務大臣との会議及び昼食<br>(飯倉公館)  |
| 昼   |                       | 12:00~14:00 非公式昼食会<br>(於 ホテル 松の間)      |  |   |   |
| 午   | 16:50 成田着<br>(JL 416) |  | 13:15 万博会場発<br>14:45 ホテル着<br>17:00~17:40 朝日新聞インタビュー<br>(於 ホテル)                     | 15:00~16:45 与謝野通商政務次官との会議   | 15:00~16:15 経団連<br>16:30~18:00 記者会見<br>(日本記者クラブ)<br>19:00~19:30 朝日新聞インタビュー<br>(於 ホテル) |
| 後   |                       |  | 19:00~21:00 イスラエル交際使節団コンサート鑑賞<br>(NHKホール)  | 18:30~20:00 在日イスラエル大使U・イシュレル・セバシヨンのユダヤ人センター                               | 22:30 成田発<br>(JL 423)   |
| 夕   |                       | 19:30~22:00 在日ユダヤ人会主催夕食会<br>(ユダヤ人センター) |  |   |   |
| ホテル | 帝國ホテル                 | 帝國ホテル                                  | 帝國ホテル  | 帝國ホテル   |   |

Ⅲ. シャミール副首相兼外相略歴

1. 氏名                   イツハク・シャミール  
                          YITZHAK    SHAMIR
  
2. 生年                   1915年   ポーランド生まれ
  
3. 学歴                   ワルシャワ大学，ヘブライ大学で法学専攻
  
4. 職歴                   イスラエル建国前は反英テロ組織「イルグ  
                          ン」（民族軍事機構）に参加，その後より  
                          過激な反英テロ組織「レヒ」（自由イスラ  
                          エル戦闘団）に移り活動。  
                          1955年より約10年間，モサドで活動  
                          （1970年ヘルート入党）。  
                          1973年   国会議員  
                          1977年   国会議長  
                          1980年   外相  
                          1983年   首相  
                          1984年   副首相兼外相  
                          （1986年10月   首相に就任予定）
  
5. 家族                   既婚，1男1女
  
6. 外国語               英語，フランス語

IV 発言・応答要領

|                |    |
|----------------|----|
| 1. 二国間政治・一般    | 5  |
| 2. 二国間経済関係     | 6  |
| 3. 二国間文化関係     | 8  |
| 4. 中東和平問題      | 9  |
| 5. レバノン問題      | 12 |
| 6. イラン・イラク紛争   | 13 |
| 7. 湾岸情勢        | 15 |
| 8. イスラエル・アジア関係 | 16 |

1. 二国間政治・一般

(発言要領)

- (1) 訪日を歓迎する。
- (2) 貴大臣の訪日は初めてであると承知しているが、今回の訪日を通じ両国間の相互理解が深まるよう希望。
- (3) 本年7月、春日議員を団長とする日本・イスラエル友好議員連盟代表団が貴国を訪問し温かい歓迎を受けたと聞いており感謝する。

(応答要領)

(1) (大臣のイスラエル訪問を招待越す場合)

招待に感謝。中東和平問題の進展ぶり等を踏まえ検討していきたい。

(2) (今次訪日のフォローアップのため事務レベルのフォーラムを設置したい旨提案越す場合)

そのような枠組みを設定するよりも、実際に両国間対話を積み重ねていくことの方が有益と思料する。

## 2. 二国間経済関係

(応答要領)

- (1) (経済関係の促進に尽力方要請越す場合又はアラブボイコットに屈しないよう日本政府の指導を要請越す場合)

我が国においては経済活動は民間企業の判断により行われており、政府として民間企業に対しイスラエルとの関係を促進するよう求める立場にはない。

貴大臣は経団連とも会談する予定であると聞いているが右会談において十分話し合われることを希望する。重要なことは、我が国の民間企業が貴国との経済関係の一層の拡大を望むような環境を作ることである。

その意味からも我が国としては、中東和平問題が解決に向うことによつて中東の緊張が緩和され、民間企業が貴国との関係を進展させる上での環境が改善されることを期待。

- (2) (先端技術開発における協力を要請越す場合)

先端技術については主として民間企業が開発を行っているものであり、政府レベルでかかる協力を行うことは困難。

- (3) (日航機のイスラエル乗入れにつき政府の尽力方要請

越す場合)

当面、日本とイスラエルの間には定期便を開設するに足る需要が見込まれないので日航がイスラエルに乗り入れることは困難と承知。

- (4) (カイロ乗入れの日航グループツアーの旅客をイスラエル航空便を利用してイスラエルに運ぶ等観光協力につき言及ある場合)

貴国の豊かな文化遺産と美しい風土は我が国でも広く知られつつある。グループツアーについては旅行エージェントが商業的判断に基づいて決定すべき問題であるが、貴国の御要望は関係業界にとりつぐこととしたい。

### 3. 二国間文化関係

(応答要領)

#### (1) (先方より、文化交流につき言及ある場合)

文化交流は、両国間の真の友好関係の基盤となる両国国民間の相互理解を増進する上で有益と考える。

我が国としては、今後とも人物交流、公演・展示を中心として貴国との文化交流を進めていきたい。

#### (2) (先方より文化協定の締結を希望表明越す場合)

我が方としては、文化協定の締結よりも、まずその基盤となる文化交流の積み上げが重要であると考えます。

(注) イスラエルは、1957年5月(在京大使より情文局長)、1975年1月(在京大使より文化事業部長)に我が方に対し文化協定締結を希望越している。

#### 4. 中東和平問題

##### (発言要領)

- (1) 我が国としては、中東和平問題の公正、永続的かつ包括的解決のためには、①安保理決議242が全面的に実施され、貴国の生存権が保障される一方で、②東エルサレム、ゴラン高原を含む67年戦争による全占領地から貴国が撤退すること、③独立国家樹立権を含む民族自決権に基づくパレスチナ人の正当な権利が承認・尊重されること及び④パレスチナ人を代表するPLOが和平交渉に参加することが必要と考えている。
- (2) 先般、本大臣はジョルダン、シリア、サウディ・アラビアを訪問し各国首脳及びアラファト議長と有意義な意見交換を行ったが、これら要人はいずれも貴国がより柔軟な立場を示すよう強く求めていた。
- (3) 中でもジョルダン要人及びアラファト議長の和平実現への意欲には並々ならぬものがあり、いずれも現在が和平実現のための最後のチャンスであるとの認識を持っていた。このようにアラブ側、特にPLOは貴国の生存権と決議242を実質的に受け入れ、和平に向けて一步踏み出したと認識すべきであり、又、ジョ/パ合意は、アラブ側が現時点で譲歩しうる限界を示したものと考え

秘

られるところ、かかる観点から今こそ貴国が柔軟な立場を示すことが必要と考える。

(4) 特に8月上旬マーフィー米國務次官補の中東訪問の際、問題点であつたと言われている次の3点につき貴大臣の見解を伺いたい。

(イ) パレスチナ人の代表問題

ジョ/パ側はジョ/パ合同代表団のメンバーとして7人のパレスチナ人のリストを米側に提示した由であるが、右に対する貴国の見解如何、たとえ右メンバーにPLO関係者がいたとしても受入れるべきではないか。

(ロ) ジョ/パ合同代表団とイスラエルとの直接交渉

貴国はジョ/パと米国との対話が直接貴国との直接交渉につながらなければならないとの立場を有している由であるが、まずこの種の対話を行うことが重要ではないか。せつかくの和平の機会をつぶさないためにも本問題につき貴国が譲歩し得ないものか。

(ハ) 国際会議

アラブ側は国際会議の重要性を強調しており、我が国もアラブ側を交渉のテーブルに引き出すためには何らかの国際的枠組が必要と考えるところ、右につき

貴国として譲歩しえないか。

- (5) また、占領地政策の緩和あるいは入植活動の凍結等により、貴国がアラブ側に対し和平交渉開始への積極的姿勢を示すことにより、現在の和平への動きを一步でも前進させることが重要と考えるが貴大臣の見解如何。
- (6) また、和平実現のためにはシリア交渉参加が必要と考えるが貴大臣の見解如何。
- (7) また、ソ連との関係では、7月に駐仏貴国大使とソ連大使との間で話し合いが行われたと伝えられるが、今後の貴国の対ソ関係改善の見通し如何。

## 5. レバノン問題

### (発言要領)

- (1) 現下のレバノン情勢を深く憂慮しており、各派間の停戦協定が遵守され一日も早く治安が回復することを希望。レバノンの治安回復と政情安定の見通しに関する貴見如何。
- (2) 我が国は、イスラエル軍がほぼレバノンより撤退したことは歓迎。但し、貴国は北辺の安全保障のため未だ一部の軍隊をレバノン南部に残留させている由であるが、同軍隊を撤退させるべきと考えるが如何。
- (3) 今般レバノン政府がシリア軍のレバノンへの一層の展開を求めた由であるが、今後のシリアの対レバノン政策に関する貴国の見解如何。
- (4) 貴国は貴国内に拘留しているレバノン人捕虜を全員釈放する旨発表した由であるが、従来よりこれら捕虜の早期釈放を求めてきた我が国としても右発表を歓迎するものであり、同釈放が早急に実現されることを希望する。

## 6. イラン・イラク紛争

(発言要領)

- (1) イラン・イラクの立場の隔たりは依然大きく、当面、和平への動きの進展には期待できず。然しながら、イラクは依然包括的和平への希望を強く有しており、イランの態度にも、我が国のパッケージ案受け入れ、国際的世論に対する配慮の高まり等変化の兆しはあり、我が国としては困難は承知で今後とも和平の為の環境造りをねばり強く続けてゆく所存。
- (2) 戦況については、8月以降イラクがカーグ島攻撃を本格化。イランは、これまでのところ、右攻撃の被害をブレードダウンし、ローキーで対応し、従来通り、小規模の地上攻勢を断続的に行っているのみ。今後、イラクがカーグ島攻撃を続ける可能性、イランが反撃を強める可能性は否定できず要注意。湾岸諸国のイラクに対する自制の働きかけもありえ、イラクのカーグ島攻撃もこれ以上エスカレートしないとの見方、イランは早晚必要な武器調達を了し、反撃するとの見方もあるところ、貴外相の見解如何。
- (3) イ・イ紛争の継続は、元来対イスラエル強硬派イラクの関心を中東和平問題からそらせる点で貴国にとって

秘

はむしろ好ましいとの見方がある一方、イ・イ紛争を通じ、イラクの軍事力が増強され、貴国にとり潜在的脅威が増大するとの見方もあるが貴外相の見解如何。

- (4) 対イラン関係では、現在のホメイニ体制は貴国に敵対的であるものの、イランと貴国とは、中東地域で非アラブという共通要素をもち、潜在的にはシャー時代のような友好関係が築かれる可能性もあるところ貴国の対イラン政策如何。また、シーア派過激派によるテロは中東地域の深刻な問題となっているが、そのイランとの関係も含め貴外相の見解如何。

## 7. 湾岸情勢

### (発言要領)

- (1) GCC諸国は、82年来のオイル・グラットの影響を受け、石油収入の減少という問題に直面しているが、これまでのところ無難に対応。しかし、現在の状況が長期間続く場合には、地場経済への影響が出てきてそれが内政にはねかえる惧れもあり、また、湾岸諸国へ多数の出稼ぎ労働者を出しているスーダン、エジプト等の周辺アラブ諸国の経済、内政問題等への影響も懸念され、今後も注視していく必要あり。湾岸諸国に対するオイルグラットの影響に関する貴外相の見解如何。
- (2) 83年末以降、クウェイトにおいて、テロ、爆破事件が起きており各国とも治安体制を強化しているが、この地域の治安に関する貴外相の見解如何。
- (3) GCC(Gulf Cooperation Council)が推進している政治面、軍事面及び経済面での協力に対しては、過大評価すべきではないが、徐々に地域機構としての存在感、自立性を強めているとみられるところ、その将来性に関する貴外相の見解如何。

8. イスラエル・アジア関係

(応答要領)

(イスラエルは最近アジアに対する関心を深めておりアジア諸国との関係強化を検討しているが、この点に関し日本の助言を得たい旨要請越す場合)

貴国とアジア諸国との関係強化に関しては、基本的には各国と貴国との二国間の問題であると考えるが、一般的に言えば中東和平問題が解決に向うことによつて中東における緊張が緩和されれば関係強化はより容易になると考えられる。

(質問事項)

最近貴国と中国との間に経済交流促進の動きがあると伝えられているが、事実関係如何。